南小学校いじめ防止基本方針

令和８年４月

伊東市立南小学校

１　はじめに

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」

このことを誰もが分かっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景として子どもの生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

いじめから子どもを守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、学校では、いじめが起きにくい、互いの個性や違いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

平成２５年９月に、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。静岡県では平成２６年３月に「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、伊東市では、平成２６年４月に「伊東市いじめ防止基本方針」を制定するなど、いじめ問題の克服に向けて、社会総がかりで取り組んできました。その後、平成３０年３月に県が「静岡県のいじめ防止等のための基本的な方針」を改定したことを受け、伊東市でも「伊東市いじめ防止基本方針」が改訂されました。令和に入り、いじめ重大事態が増加していく中で、令和６年８月には文部科学省により「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されました。

本校の基本的な方針は、いじめの問題への対策を、子どもを含めて地域ぐるみで進め、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、家庭や地域・関係機関の連携等をより深めるため、基本的な考え方や組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用についてまとめました。

目　次

はじめに

第１ いじめの現状と基本理念

１ いじめの現状…… 3
２ 基本理念…… 3

第２ いじめの防止等の基本的な考え方

１ いじめの定義…… 4
２ いじめの理解…… 4
３ 基本的な考え方…… 5
（１）いじめの未然防止…… 5
（２）いじめの早期発見・早期対応…… 6
（３）関係機関等との連携…… 7

第３ いじめの防止等のための対策

１ 基本方針の策定…… 8
２ 組織の設置…… 8
３ いじめの防止等のための対策…… 8
（１）いじめの未然防止…… 8
（２）いじめの早期発見・早期対応…… 9

第４ 重大事態への対処

１ 重大事態のケース…… 11
２ 重大事態についての調査…… 12
３ 情報の提供…… 12
４ 報道への対応…… 12

【資料】

１ いじめ防止プログラム年間計画…… 13
２ いじめに対する措置…… 14

第１ いじめの現状と基本理念

１ いじめの現状

いじめの認知件数は、年々増加し文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、令和６年度の静岡県内の小中学校）におけるいじめの認知件数は27,483件（小20,667件、中6,816件）でした。

また、全国的に、いじめ重大事態は増加傾向にあり、いじめに起因する問題が後を絶たないという状況です。

いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えることが肝要です。いじめの存在を把握しなければ対応へとつなぐことができないことから、できる限り初期の段階で認知し、対応するという姿勢を持つことが重要です。

２ 基本理念

いじめ防止のための基本理念は、以下のとおりであり、この基本理念に基づき、いじめ防止等のための対策を推進します。

◆　子どもが安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
◆　子どもが、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。
◆　市、県、国、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

第２ いじめの防止等の基本的な考え方

「いじめをなくしたい」 という思いは、子ども、保護者、教職員、地域住民など、全ての人の願いです。

いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切です。

１ いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされています。

なお、一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つことが重要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することが必要です。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要です。

２ いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと､危険なことをされたり､させられたりする
・パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校４年生から中学校３年生までの６年間で、いじめを受けた経験を全く持たなかった子どもは１割程度、いじめをした経験を全く持たなかった子どもも１割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していることがわかります。

加えて、いじめた・いじめを受けたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠したりするような雰囲気があることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子ども、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子どもがいることにも気をつけ、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく必要があります。

３ 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。

いじめを受けた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていきます。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組んでいくことが必要です。

（１）いじめの未然防止　　－健やかでたくましい心を育む－

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や学校などの様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人への理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていき

ます。この育ちにおいて、子ども一人一人が自分と他人を大切に思う気持ちを高め、きまりを守ろうとする意識や互いを尊重する感覚をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

そのためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、子ども自身の自立をめざすことが大切です。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもが自分と他人を大切に思う気持ちを高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支えます。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

【いじめの未然防止に向けた家庭・地域・学校の役割】

	役　割
家庭	子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要です。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。
地域	きまりを守ろうとする意識や互いを尊重する感覚を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。
学校	子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められます。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要です。

家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切です。

（２）いじめの早期発見・早期対応

いじめを早期に発見し、適切に対応することが重要です。家庭、地域、学校が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要があります。

①早期発見　－いじめはどの子どもにも起こりうる－

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうることから、いじめの早期発見には、家庭、地域、学校が連携・協力して、子どもを見守り続

けていくことが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ています。深刻な事態となるのを防ぐためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切です。

【いじめの早期発見に向けた家庭・地域・学校の役割】

	役　割
家庭	日頃の対話や態度などから、いじめが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められます。
地域	いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要です。
学校	いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。また、定期的なアンケート調査を実施したり、子どものストレスの状況を確認したりするなど、日頃から子どもの心の状態を把握し、いじめの発見に努めることが大切です。

②早期対応　－いじめを受けた子どもの立場に立って組織的に－

いじめが発見された場合には、いじめを受けた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、組織的な対応をすることが重要です。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要になります。

（３）関係機関等との連携　－専門家とつながる－

いじめの問題に家庭、地域、学校の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかったりする場合、関係機関と連携することが大切です。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要となります。

・警察、児童相談所、医療機関などの相談機関
・人権啓発センターや地方法務局などの人権擁護機関

第３ いじめの防止等のための対策

本校では、学校におけるいじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の早期対応、組織的な取組等が図られるようにします。

１　基本方針の策定 【第１３条 関係】

本校では、「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定します。策定した基本方針については、適宜見直しを行い、必要な措置を講じます。

２　組織の設置　【第２２条 関係】

いじめ対策委員会

本校では、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際、早期対応、組織的な取組ができるようにするために、必要に応じ、校内いじめ対策小委員会・いじめ対策委員会・いじめ対策拡大委員会を設置します。

＜校内いじめ対策小委員会＞
～いじめアンケートをもとに未然防止や早期発見

・校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任（いじめ担当）で組織します。

＜いじめ対策委員会＞～早期対応

・校長、教頭、主幹教諭、養護教諭、生徒指導主任（いじめ担当）、該当学年主任、担任で組織します。

＜いじめ対策拡大委員会＞～組織的な取組

・校長、教頭、主幹教諭、養護教諭、人権教育担当、生徒指導主任（いじめ担当）、不登校担当、該当学年主任、担任、学校心理士、社会福祉士、社会福祉主事で組織します。

３　いじめの防止等のための対策

（１）いじめの未然防止

発達支持的生徒指導の視点に立ち、子どもへのあいさつ、声かけ、励まし、称賛、対話、及び授業や行事等を通した個と集団への働きかけを通して、子供の成長・発達を支えます。

①　道徳教育等の推進 【第１５条-1 関係】

子どもたちのいじめをしない素質を育てるために、年間３５時間の道徳の時間を計画的に行います。また、道徳教育別葉を作成し、道徳の時間を要とした道徳教育の充実を図っていきます。

② 人間関係づくりプログラムによる人権教育の推進【第１５条-1 関係】

特活部と連携し、「ＳＥＬ（ソーシャル・エモーショナル・ラーニング）」を１学期に４時間程度、２，３学期にも各１回、行います。

③ 子どもの自主的活動の場の設定 【第１５条-2 関係】

学級活動では、子どもの学級経営への参画を促していきます。目的意識を持って取り組む場（学校行事、児童会活動など）を設定していきます。それらの取り組みから学んだこと、感じたことを大切にし「自尊感情の高い子」の具現化を図っていきます。

④ 保護者や地域への啓発 【第１５条-2 関係】

学校便り、学年便り、保護者懇談会、学校関係者評価委員会などを通して、保護者や地域住民に対して学校のいじめに係る指導方針や取組を知らせ理解と協力を求めます。

⑤ 教職員の資質向上 【第１８条 関係】

全職員を対象に、「南小学校いじめ防止基本方針」に関する研修会を実施します。＜４月＞

月１回の生徒指導部会において、「基本方針」の活用を進めます。

（２）いじめの早期発見・早期対応

日頃から、子どもの表れに注意を配り、わずかな変化にも素早く対応できるようにします。

① 子どもの実態把握 【第１６条-1 関係】

子どもの実態を把握するために、いじめアンケートを実施します。

ア 通常のいじめアンケートの実施

いじめの有無を知ること、いじめのない学級集団を育むこと、いじめの早期解決を図ることを目的とします。

・４，５，６，７，９，１０，１１，１２，１，２，３月に行います。
・学級担任が結果を集計し、生徒指導主任に提出します。
・生徒指導主任が結果をまとめ、いじめ対策小委員会に報告します。そこで、いじめの認知を行い、打合せや職員会議等で全職員に共通理解を図ります。

イ 体罰・セクハラも含めたいじめアンケートの実施

・冬休み明け１月に、体罰調査・セクハラ調査をいじめのアンケートとともに実施します。
・学級担任が結果を集計し、生徒指導主任に提出します。
・５、６年生においては、管理職が調査します。
・生徒指導主任が取りまとめ、いじめ対策小委員会に報告します。そこで、体罰・セクハラ調査結果については具体的な指導を策定してい

きます。

ウ　いじめアンケートの保存

・行ったいじめアンケート用紙は、いじめの事実がないものにおいても全てを保存します。(後に起こりうる重大案件の資料となる場合があるため)

・保存期間は、５年間とします。

（１年時に実施したものは、卒業時に廃棄する。）

(その年度が終わるまでは、会議室棚上に保管し、その後は東棟工作室奥の文書保管室に保管します。)

エ　いじめアンケートの留意事項

・早期対応のため、記名式で行います。そのため、逆に見えない部分も出てくると思われます。アンケートにおいて「いじめなし」という結果が見られても安心せず、子供の様子を注意して見ていきます。

②　相談体制の整備　**【第１６条-2 関係】**

わずかな子どもの変化を見逃さず、声をかけ、相談へと導きます。

日頃から話しやすい雰囲気や環境を整え、親身になって共感的な傾聴を心がけます。

教育相談日を設け、いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることを子どもに伝えていきます。

いじめに関する相談を受けた教職員は、直ちに管理職に報告するとともに、その日のうちに校内で情報を共有するようにします。特定の教職員が、いじめに係わる情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を怠ることのないように、いじめの情報共有の手順や情報共有すべき内容を明確にします。

スクールカウンセラーや養護教諭による教育相談を活用します。

③　学校のいじめに対する措置　**【第２３条-1～6 関係】**

「さしすせそ」の対応

※最悪を想定し、慎重に、素早く、誠意をもって、組織的に対応します。

＜初期対応＞

プライバシーに配慮しながら、被害と加害の二者関係だけでなく、観衆・傍観者を含めた構造的な事実関係を速やかに把握します。事実関係の把握は､担任一人に任せることなく､学校として組織的に行います。

状況把握ができたら、速やかにいじめ対策委員会を開催し、役割や指導方針を確認します。

事実関係を正確に該当の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対

応の仕方について、共に連携して指導していくことを伝えます。
　教育委員会に報告し、必要に応じて学校心理士、社会福祉士などの専門家の指導助言を依頼します。

＜解決に向けた具体的な指導＞
　いじめを受けた子どもについては、精神的苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くことにまず全力を尽くします。また、その子どものもっているよさや持ち味に気づかせ、自信がもてるよう指導・援助をしていきます。そして、継続的な見守りと温かな人間関係づくりに努めます。
　いじめをしている子どもには「**（どんな理由があろうとも）**いじめは絶対に許されない」という基本姿勢で臨みます。いじめがどれだけ人を傷つけ、苦しめているかに気付く支援を意図的・継続的に行うとともに、いじめをした子どもの内面理解やいじめの背景にも目を向けながら、加害児童の心の安定のための継続的な観察と支援を行います。
　他の子ども（観衆・傍観者）にも自分の問題として考えさせる場を提供し、いじめ根絶に向け、集団への働きかけを継続的に行います。
　初期対応後も、いじめにかかわった保護者に対して、誠意ある対応を継続します。また、必要に応じて個別面談や家庭訪問を行うなど解決するまで相談と連携を続けます。

第４ 重大事態への対処

１　重大事態のケース 【第２８条-1 関係】

重大事態とは次の場合をいい、重大事態の判断は、校内いじめ対策小委員会にて行います。

（１）いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
・子どもが自殺を企図した場合　・精神性の疾患を発症した場合
・身体に重大な傷害を負った場合　・金銭を奪い取られた場合 等

（２）欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。

（３）子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

２　重大事態についての調査 【第２８条-1 関係】

重大事態が発生した場合には、学校は市教委に報告し、市教委の判断のもと、速やかに市教委又は学校に組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。この際、因果関係の特定を急ぐべきではありません。なお、子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行います。

３　情報の提供 【第２８条-2 関係】

市教委又は学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

４　報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう、市教委と学校は十分な連携を図った上で対応します。また、自殺については連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、ＣＲＴの助言を受け　ながら、慎重に対応します。

※WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を踏まえた報道に配慮するなど、報道の在り方に特段の注意（倫理観を持った取材等）を報道機関に要請します。

【資料１】　　R８・いじめ防止プログラム年間計画

伊東市立南小学校

期・月		学年・学級での取組	主な行事・活動等				
＜１学期＞			行事等	児童会活動等	SC等	道徳	部会等
Ⅰ期	4月	・いじめの授業（学級活動） ・SEL週間 ・いじめアンケート（記名） ・生活目標の設定	・始業式 ・入学式 ・授業参観 ・遠足	・任命式	・ＳＣ ・ＳＳＷ	A善悪の判断 A節度、節制 A真理の追究 A希望と勇気 B友情、信頼 B感謝 B相互理解、寛容 B礼儀 B親切、思いやり C国際理解 Cよりよい学校生活 C規則の尊重 C公正、公平 Dよりよく生きる喜び D生命の尊さ	・校内研修会 ・生徒指導部会
	5月	・SEL週間 ・いじめアンケート（記名） ・生活目標の設定	・引渡し訓練 ・運動会		・教育相談日 ・ＳＣ ・ＳＳＷ		・生徒指導部会
Ⅱ期	6月	・SEL週間 ・いじめアンケート（記名）	・プール開き	・たてわり遊び	・教育相談日 ・ＳＣ ・ＳＳＷ		・生徒指導部会
	7月	・生活目標振り返り ・夏休みの生活 ・いじめアンケート（記名）	・交通教室 ・終業式	・あいさつ運動 ・たてわり遊び	・教育相談日 ・ＳＣ ・ＳＳＷ		・生徒指導部会
＜２学期＞							
Ⅲ期	8 9月	・生活目標の設定 ・いじめアンケート（記名）	・始業式 ・防災訓練 ・授業参観	・たてわり遊び	・教育相談日 ・ＳＣ ・ＳＳＷ		・校内研修会 ・生徒指導部会
	10月	・いじめアンケート（記名） ・生活目標の振り返り	・自然教室 ・修学旅行	・任命式 ・たてわり遊び	・教育相談日 ・ＳＣ ・ＳＳＷ		・生徒指導部会
Ⅳ期	11月	・生活目標の設定 ・いじめアンケート（記名）		・あいさつ運動 ・たてわり遊び	・教育相談日 ・ＳＣ ・ＳＳＷ		・生徒指導部会
	12月	・生活目標振り返り ・冬休みの生活 ・いじめアンケート（記名）	・音楽発表会 ・交通教室 ・終業式	・たてわり遊び	・教育相談日 ・ＳＣ ・ＳＳＷ		・生徒指導部会
＜３学期＞							
Ⅴ期	1月	・生活目標の設定 ・いじめアンケート（記名） （体罰、セクハラを含む）	・始業式 ・書初大会	・たてわり遊び ・児童集会	・教育相談日 ・ＳＣ ・ＳＳＷ		・生徒指導部会
	2月	・いじめアンケート（記名）	・授業参観	・６年生を送る会	・教育相談日 ・ＳＣ ・ＳＳＷ		・生徒指導部会
	3月	・生活目標振り返り ・春休みの生活 ・いじめアンケート（記名）	・修了式 ・卒業式		・教育相談日 ・ＳＣ ・ＳＳＷ		・生徒指導部会

【資料２】いじめに対する措置　　伊東市立南小学校

子どもから　保護者から　地域から　教員から　その他

いじめに関する情報・いじめの疑いがある事案

初期対応を『素早く』『確実に』『誠意をもって』『組織を挙げて』行う！

いじめ担当（生徒指導主任）

・いじめ情報を受けたら、必ずメモを残し、「校内いじめ対策小委員会」を招集する。
・「いじめアンケート」を集約し、「校内いじめ対策小委員会」で認知判定を行う。

いじめの認知を行うために･･･

即日

校内いじめ対策小委員会

いじめの認知についての判断を行う。事案が緊急を要する場合は、当面の対応についての判断、指示を行う。
※校長・教頭・主幹・いじめ担当・（該当学年主任・担任）

「いじめ」と認知しない場合

・校内での役割分担をして、子どもの様子を経過観察するとともに、記録を残す。
・いじめ対策小委員会での判断をもとに、必要に応じて全教職員で共通理解を図る。

★重大事態に発展する可能性のある事案については、市教委へ電話で一報を入れるとともに、『いじめ記録票』を作成・提出する。　即日

「いじめ」と認知した場合

即日開催

いじめ対策委員会（委員長;校長、外部窓口;教頭）

・いじめ被害者･加害者･周囲にいた者等からの聞き取り調査を行うための役割分担を決め、指示する。
・情報を集約･分析した上で、指導についての方向性を協議･指示する。
　→収集した情報は、いじめ情報収集担当に集約する。
・いじめ被害者へのケア体制（ＳＣの要請を含む）について協議･指示する。
◎集約した情報や協議の結果等については、必ず記録を残しておく。
◎**重大事態の案件については、外部機関を含めた「いじめ対策拡大委員会」を開く。**

●子どもへの対応　即日
・事実関係の確認を行った上で、被害者へのケア、加害者への指導、周辺にいた者への指導を行う。

●保護者への対応　即日
・被害･加害双方への家庭訪問を行い、その時点で分かっている事実関係を伝え、今後の連携方法を話し合う。

●全教職員への対応
・事実関係や指導の経過、今後の対応等について、全教職員で共通理解を図る。

報告・連絡・相談を確実に行い、随時指導･支援体制に修正を加える。